

2020年 3月 30日

医療の質・倫理検討委員会で承認された治療法

当院の医療の質・倫理検討委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	新型コロナウイルス感染症診断に係る血液イムノクロマト法 (IgG/IgM) の実施について
実施責任者	三重大学医学部附属病院 病院長 伊佐地 秀司
対象者	当院を受診した患者で担当医師が新型コロナウイルス感染症に係る検査が必要であると判断した患者
承認日	2020年3月30日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>新型コロナウイルス感染症診断のための標準的方法は咽頭（鼻腔）ぬぐい液や喀痰からのPCR検査ですが、検体採取において感染性のエアロゾル発生が懸念されることや、検査結果判明まで時間を要するなどの問題があります。血液を用いたイムノクロマトキットを用いることで、より簡便かつ短時間に新型コロナウイルス感染症に対して参考となるデータが得られる可能性があり、迅速に今後の治療や院内感染対策に反映できることも期待されます。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>体外診断用のキットであり、直接患者様に合併症などの不利益が生じることはありませんが、イムノクロマトキットの結果は参考値であり、結果の陽性・陰性にかかわらず、確認検査としてPCRを実施する必要があります。なお、検査費用は当院が負担し、患者様に発生する費用負担はありません。</p>
お問い合わせ先	三重大学医学部附属病院 総務課 総務係 代表 059-232-1111（内線 6293）

以上